



TRANSFER PRICING NEWS (Japan)

移転価格に関する税務調査の対応について

Forvis Mazars 税理士法人

2024 年 9 月 リリース #1

**forvis
mazars**

移転価格に関する税務調査の対応について

コロナ禍が明けてから近年国税による税務調査は増加傾向にあり、会社の規模にかかわらず外資系インバウンド企業（日本国外に本社を有する多国籍企業の日本法人及び日本に恒久的施設（支店等）を有する外国法人）をターゲットとした税務調査が多発しています。

本記事においてはインバウンド企業が国税から受け易い指摘事項を紹介するとともに、移転価格に関する税務調査対応に関するベストプラクティスについて解説します。

近年の調査動向

国税庁の発表資料によれば、表 1 に示されるように、2022 年度まではコロナ禍の影響により指摘件数は低調であったものの、コロナ禍が明けた 2023 年度以降、税務調査は活発化しており、我々専門家も調査対応を支援するケースが増えてきています。ここ数年の間で国税は国際課税の強化を目的とした執行体制の見直しを行ってきており、今や国税局のみならず主要な税務署においても移転価格経験の豊富な人材が配置され、税務署所管の企業においても取引金額の多寡にかかわらず移転価格に関する指摘を受けるケースが一般化しています。特に海外の関連者との取引がメインであるインバウンド企業においては、移転価格が争点となることが多く、申告漏れにつながらないためにも、調査官からの資料依頼や質問に対する十分な事前準備を行っておくことが極めて重要です。

本記事におきましては、そのような税務調査においてインバウンド企業が比較的多く受ける指摘事項を紹介しつつ、税務調査の対応に係るベストプラクティスについて説明します。

表 1¹：移転価格税制に係る実地調査の状況

（億円）	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
件数	212	134	154	149
申告漏れ 所得金額	534	502	333	392

※国税の事務年度は 7 月 1 日から 6 月 30 日。2022 年度は 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までの期間。

¹ 国税庁公表の各事務年度における「法人税等の調査実績の概要」報道発表 ([nta.go.jp](https://www.nta.go.jp))。調査実績は毎年 11 月に公表されており、2023 年度の事績については 11 月に公表される予定。

資料依頼・指摘事項

近年の調査においては、国外関連取引の規模を問わず移転価格関連資料を依頼されることが一般化しており、会社側が十分な説明や資料を提供できない場合、修正申告を勧奨される場面が多く見受けられています。

1. ローカルファイル／移転価格文書

税務調査における初回の資料依頼において、移転価格に関するローカルファイル、または移転価格分析資料を求められることが一般的です。日本の移転価格税制において、ローカルファイルは国外関連取引の総額が50億円以上、又は国外関連者との無形資産取引（商標及び技術ノウハウに係る使用料／ライセンスフィーの授受等）が3億円以上である場合に同時文書化の義務²が生じますが、取引金額が上記基準に満たない場合は、同時文書化が免除されます。但し、この免除規定はあくまでも同時文書化を免除するものであり、文書化自体を免除する訳ではない点に注意が必要です。原則として、多国籍企業は移転価格の妥当性を説明する資料を具備しておくことが求められており、特にここ最近の調査においては、調査官も国外関連取引の規模を問わず、ローカルファイルや移転価格分析資料を求めることが一般的です。

2. 関連者間の取引契約書／移転価格設定方針

国税は、グループ会社間の取引概要、取引当事者の役割や責任の他、取引価格の設定方針（移転価格設定方針／移転価格ポリシー）を把握することを目的として、関連者間の取引契約書を精査します。その際、契約書上の価格設定方針と、実際の取引価格に乖離が見られる場合、当該乖離の理由につき説明が求められるため、期中、又は期末後に実績が移転価格ポリシーに沿った結果となっているか、乖離が生じている場合はその要因について合理的な説明が可能か、定期的にモニタリングを行っておくことが推奨されます。

3. 価格調整金の計算根拠

多くのインバウンド企業が期末において事後的に取引価格の修正を行う価格調整金（TP Adjustment）を

導入しています。調査においては、常に価格調整金の算定根拠及び算定方法に関する説明が要求されます。単純な計算の誤りや、会計基準の違いによって生じる差額（価格調整金の算定は決算書と同様の会計基準に基づいて計算される必要があります。例：J-GAAP vs IFRS等）、計算過程の根拠不足、目標利益率に関する見解の相違等、価格調整金の金額に係る過不足を指摘される要因は様々です。日本子会社側も、調査時ではなく、日々の業務の中で価格調整金の算定根拠及び算定方法を理解しておき、調査官に対して迅速かつ首尾一貫した説明が可能な状況にしておくことが肝要です。

なお、日本の移転価格税制に係る事務運営指針において、日本拠点から海外拠点に対して支払いが生じる価格調整金の場合、支払の理由、事前の取決めの内容、計算根拠等といった厳密な根拠資料が要請されており³、当該根拠資料が提出できない場合は、国外関連者に対する寄附金の額として認定される（全額損金不算入となる）可能性があることから、根拠資料に関する事前の入念な準備が必要となります。

対応に係るベストプラクティス

前述のとおり、近年の税務調査においては会社の規模及び関連者間取引の金額にかかわらず、移転価格に関連する資料を求められることが一般的となっています。調査官による問題点の追及、調査の長期化、修正申告または更正リスクを低減するためには、日頃から本社と連携を取りグループで定められた移転価格ポリシー（価格調整金の算定根拠も含む）に対する理解を深めておき、移転価格実績の妥当性を証明するローカルファイルを準備することで、事前にディフェンスラインを構築しておきつつ、調査時には調査官からの問い合わせに対して迅速かつ首尾一貫した説明を行っていくことが有効です。

一方、上記のようなディフェンスラインの構築には、移転価格に関する専門知識に加え、本社との協力関係に基づく情報交換が必要となる場面も多いことから、会社の顧問税理士やその他税務専門家と日頃から相

当該変更が国外関連者に対する金銭の支払又は費用等の計上（以下「支払等」という。）により行われている場合には、当該支払等に係る理由、事前の取決めの内容、算定の方法及び計算根拠、当該支払等を決定した日、当該支払等をした日等を総合的に勘案して検討し、当該支払等が合理的な理由に基づくものと認められるときは、取引価格の修正が行われたものとして取り扱う。

なお、当該支払等が合理的な理由に基づくものと認められない場合には、当該支払等が措置法第66条の4第3項の規定の適用を受けられるものであるか等について検討する。

² 税務申告期限までにローカルファイルを具備しておくことを指します。

³ 事務運営指針 3-21 価格調整金等がある場合の留意事項

(<https://www.nta.go.jp/law/jimu-unei/hojin/010601/02.htm>)

法人が価格調整金等の名目で、既に行われた国外関連取引に係る対価の額を事後に変更している場合には、当該変更が合理的な理由に基づく取引価格の修正に該当するものかどうかを検討する。

談・情報共有といった連携を取っておくことも、税務調査の対応において重要な要素となります。

2024 年 7 月には国税の人事異動が完了し、新たな人事体制にて新事務年度が開始されました。移転価格に係る調査は今年度も活発であることが予想されますが、本ニュースレターでは、引き続き調査動向につき情報発信してまいります。

Contact

Forvis Mazars 税理士法人は、100 か国以上にわたるグローバルネットワークを活用して、日系・外資系クライアントに様々な国内・国際税務サービスを提供しております。

本記事に関する詳細、または弊社の税務サービスにつきましては、お気軽に下記担当者までお問合せください。

Forvis Mazars 税理士法人

パートナー 移転価格サービス日本代表

松木 蘭 昇

sho.matsukizono@mazars.jp

パートナー 税務

川口 史代

fumiyo.kawaguchi@mazars.jp

パートナー アウトソーシング業務

デュモン ユルゲン

juergen.dumont@mazars.jp

Forvis Mazars Group SC は、世界をリードするプロフェッショナル・サービス・ネットワークである Forvis Mazars Global の独立したメンバーです。Forvis Mazars Group は国際的に統合されたパートナーシップとして 100 以上の国と地域で活動しており、監査、税務、アドバイザリー・サービスを専門としています。

詳しくは forvismazars.com をご覧ください。

©Forvis Mazars 2024